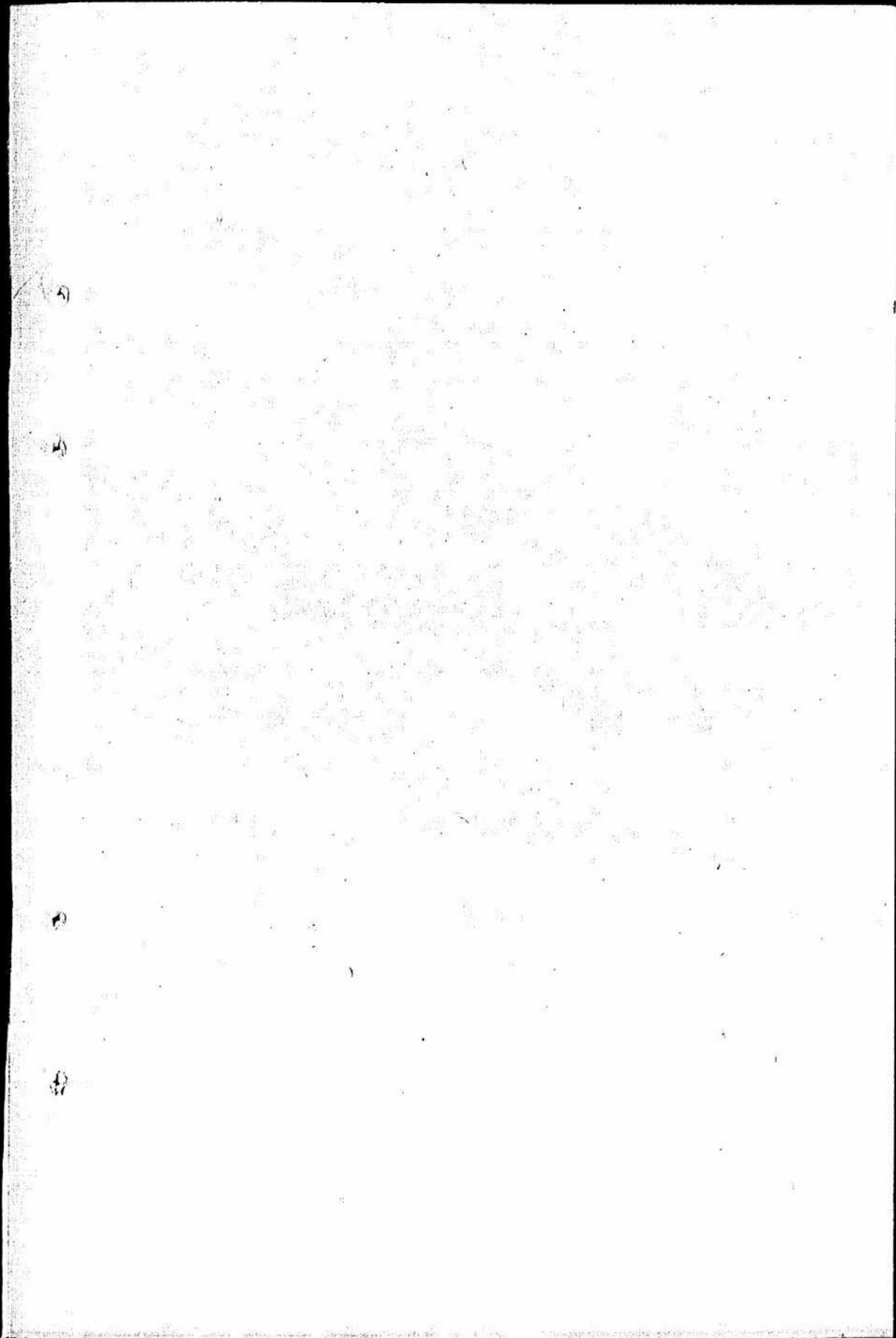


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 5

国立公文書館	
分類	(返) (背)
	3 A
排架番号	15
	62-16

62-16



Stein No 79

昭和十一年起

燈光會往復文書

野島崎燈臺

国立公文書館	
分類	返 背
配架番号	3 A
	15
	62-16

裏面白紙

會 告

本會より投票事務の爲に四月十日(日)午後二時在理事會室より特別選挙の機手等選出  
に選挙権御承知の上至急御投票相成度

昭和拾壹年参月貳拾五日

廣光會副會長 理事 廣 泰 親

通 常 會 員 各 位

記

- 投票日時 昭和拾壹年四月拾七日
- 投票日時 同 日 午 前 拾 壹 時
- 投票場所 選挙局密機庫内ニ設備ス
- 投票用紙 本紙ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 投票用紙ニハ選挙セントスル會長選舉ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セ

知 照 事

- 本會定款第拾壹條ニ依リ新任理事ハ廣田在助ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト
- 全條ニ依リ後任會長ハ理事 廣田在助ヨリ新任理事トシテ各 中ヨリ選舉スルコト
- 各所在職員ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ臨ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票
- スルコトヲ得ルモノトス
- 郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ副會長宛封シ投票票トシテ理事會事務長投票トシテ封スルコト
- 選舉投票時限迄ニ到達セザル投票ハ無効トス
- 選挙局名簿 藤田九 廣田北水 廣田幸ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開選立會人ト爲



會 告

本會々長理事長岡信捷氏十月十四日辭任ニ付後任理事並會長ノ補缺選  
舉ヲ執行政候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十一年十月十五日

燈光會副會長 理事 遠藤精一

通常會員 各位

記

- 一 投票日時 昭和拾壹年拾壹月拾日
- 一 開票日時 全日午前十一時
- 一 投票箱 燈臺局監理課内ニ設備ス
- 一 投票用紙 本書ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉セントスル會長理事ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト
- 一 本會定款第拾壹條ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト
- 一 全條ニ依リ后任會長ハ理事（前項ニヨリ新任理事トシテ）中ヨリ選舉スルコト
- 一 各所在勤員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 一 郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ副會長宛親展トシ「理事選舉投票」ト朱書スルコト
- 一 選舉締切時限迄ニ到達セザル投票ハ無効トス
- 一 燈臺局各課、羅州丸、横濱北水堤燈臺ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人ト爲ス

福原敬次氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ

十月三十日 投票箱

會 告

本會理事四名（内一名會長一名副會長）ノ任期ハ昭和十二年一月十日ヲ以テ滿了ニ付全年至日本會事務所ニ於テ之レカ改選執行可改候間左記事項仰承知ノ上投票相成度

昭和十一年十二月七日

燈光會々長理事 福原 敬 次

通 常 會 員 各 位

記

- 投票日時 昭和十二年一月十日
- 開票日時 午前十時
- 投票箱 監理課庶務係内ニ設置ス
- 投票用紙 添付ノモノヲ使用ノコト

- 投票用紙ニハ選舉セントスル理事（内一名會長一名副會長）ノ氏名ヲミテ記載シ投票者ノ氏名ヲ記載セサルコト
- 本會定款第十一條ニ依リ理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト
- 各所在勤員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ會長宛親展トシ「理事選舉投票」ト朱書スルコト
- 選舉締切時限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス
- 燈臺局各課、羅州丸、横濱北水堤燈臺ヨリ會員代表者一名ヲ選出シ開票立會人トナス

裏面白紙

昭和十一年十二月十九日

燈光會

燈臺各位

拜啓歳末匆忙の折から各位愈々御精勵の致奉賀候

陳者今般栗林商船株式会社（在室蘭市海岸町二二）より歳末に當り各位に平素の謝意を表し度  
趣を以て本會を申し貴臺全職員に對し菓子一箱宛を贈呈方依頼越の次第有之候に付本日別途送  
付致候に付御落手の上は看守長殿より東京市麴町區丸ノ内丸ビル内同社常務取締役栗林友二氏  
宛謝狀御差出被下候は、好都合と存し居候

敬具

拜啓

各位益々御清榮の段奉大賀候て各位を始め其の御家族にして簡易保険加入の方相當多數ある趣に付き此際現に加入せられて居る方々や又は新規御加入御希望の皆々様を一團として団体保険として特別取扱を講求することに先般役員會にて決定致しましたから左記御熟覽の上奮て御加入あらんことを熱望致す次第です就ては御賛成の向は保険料領收帳を本會計理部へ至急御提出を願ひます尙新規御加入の御方は御申込次第當部にて總て手續を致します

追て各位御承知の通り簡易保険局では健康の保護施設として全國主なる都市に簡易保険健康相談所を設けられ被保険者のために無料で診察や訪問看護を致してをります又健康相談所の設置されてゐない地方には時々醫師を派遣して臨時の健康相談を取扱つて居ます尙病氣や怪我の爲に醫療を必要とせられる被保険者は最寄の健康相談所から診療券の交付を受けられた上簡易保険の指定醫について特別の廉い料金で診察や治療を受けることか出来る事になつてをりますから御參考までに申上げて置きます

昭和十二年三月

部内従事員 各位

記

一 本団体ハ燈光會保險閣ト稱ス

二 本団体加入者ハ燈臺局ヨリ俸給給料ヲ受クル航路標識事業従事員（臨時者ヲ除ク）及其ノ家族ニ限ルコト

三 燈光會専任理事遠藤精一ヲ掛金拂込代表者トス

四 団体加入保険料ハ六ヶ月以上前納スルトキハ總額ノ九分ヲ割引スル定ナルヲ以テ本會ニ於テハ六ヶ月分ノ保険料ヲ本會資金ヨリ一時立替へ拂込ミノコト、シ前掲割引額九分ノ内七分ヲ本會ノ資金へ組入レ残り二分ハ加入者本人へ拂戻スモノトス

五 前項ニ依リ本會ニ於テ立替へ拂込タル掛金ハ六ヶ月ニ亘リ毎月俸給給料總代ヨリ各加入者（家族ヲ含ム）ノ俸給給料ノ内ヨリ控除シ之ヲ本會資金へ戻入スルモノトス

六 退官退職等ノ場合ニ於テ前項掛金ノ未戻入金アルトキハ俸給給料總代ハ其ノ支給額ノ内ヨリ未戻入金ノ全額ヲ差引キ本會資金へ戻入スルモノトス但シ支給スヘキ金額カ掛金ニ

達セザルカ又ハ支給額ナキトキハ其ノ他ノ支拂金ヨリ控除シ又ハ別途徴收スルモノトス  
前項ノ場合ニ於テハ養ニ本會資金ニ組入レタル既納ノ割引額ハ殘餘ノ月數ニ應シ加入者  
ヘ割戻シスルモノトス

ハ本團體ヲ脱退セシトキハ既納ノ保險料ノ金額ヲ記入セル新帳ノ交付ヲ受ケ舊領收帳ハ返  
付セラレサルモノトス

本保險金ヲ擔保トシ貸付金ヲ請求セムトスル場合ニ於テハ本人直接最寄郵便局ニ對シ本  
團員タルコトヲ申告スレバ相當額ノ貸付金ヲ受クルコトヲ得ルモノトス

健康保護施設利用ニ付テハ本團體交付ノ診療券ヲ呈示シテ利用シ得ラル、ヲ以テ従前ト  
同一ナリトス

團體特別取扱ハ其ノ保險料ノ拂込月ヲ統一ノ要アリ三月ヲ以テ統一ノコト、ナレルヲ以  
テ二月迄ハ各自ニ於テ拂込済ノモノタルコト

今回ハ差當リ三月ヲ以テ第一次團體特別取扱ヲ開始スルモ以後ノ加入者ニ對シテハ第二  
次第三次ト其所屬月ニ區分シ別ニ團體ヲ設クルモノトス



乾燥野菜に就て

燈 光 會

乾燥野菜と云へば如何にも新鮮味のないものに感ぜられるが、これは精選された材料を熱氣又は低温で乾燥するので含有する貴重なビタミン類は完全に保存されて居り保存にも携帯にも便利である。

寒地の燈臺、菜圃のない燈臺、交代場所に向く許りではなく一般家庭にも盛に稱用されてい  
いものと思はれる。

本會では各所の實情を考慮して、之を普及せしめる爲め見本を購入して別途各所へ配付しま  
したから試用して頂き度い。そしてこれに關する參考意見を述べて頂き度い。

本品の使用方法は極めて簡單で、水又は微温湯内に二、三時間浸して置きその水を使用して  
調味するのである。

保存方法は適當の空鑊の様なものが多い。尙詳細のことは印刷物について御頼覽を願ひたい。



頒品價格表 (昭和十二年四月)

Table listing various food items and their prices. Items include flour, oil, and other staples. Columns include item name, unit, and price.

齒磨、化粧品、石鹼類

Table listing dental products, cosmetics, and soaps. Items include tooth powder, face cream, and various soaps. Columns include item name, unit, and price.

藥品類

Table listing various medicines. Items include pills, ointments, and other medical supplies. Columns include item name, unit, and price.

Table listing stationery and office supplies. Items include paper, envelopes, and other writing materials. Columns include item name, unit, and price.

雙物類(東京宋雲堂製)取次品

Table listing various household and utility items. Items include brushes, tools, and other everyday objects. Columns include item name, unit, and price.

陸軍衛生材料廠製取次品

Table listing military medical supplies. Items include bandages, disinfectants, and other medical materials. Columns include item name, unit, and price.

Table listing various other goods and their prices. Items include foodstuffs, household items, and other miscellaneous products. Columns include item name, unit, and price.

Bottom section of the page containing additional text, possibly related to the prices or a general notice. Includes some numbers and small text blocks.



◎陸軍糧秣本廠内糧友會頒布取次品

家庭パン種	瓶	小(二四九入)	一八
全	罐	大(二三五入)	七八
ベーキングパウダー	箱	一一〇九入	三〇
パフトライス	箱		三七
履帯携帯口糧	個	(二食分)	三二
携帯副食	個		一四
携帯粉味噌	袋		〇五
携帯スープ	袋	(二食分)	〇六
小型乾パン	袋	(二食分)	〇六
携帯甘酒	袋	(一杯分)	〇五
軍糧精	個		一六
粉飲料	個		一一
熱量食	個	(五〇五入)	一一
食用イースト錠	個	七〇錠入	一〇七
全			二一四
全			五三五

家庭でパンを製するに、パン種(酵母)として素人に一番容易なのはこの家庭パン種であります。本品はパンを作る直前に溶かしてかき混ぜるだけで、且つ保存も容易であります。蒸しパン、饅頭、洋菓子類の膨らみ粉、米を特殊な膨脹機によつて膨脹せしめたもので、風味消化共に佳良小兒、老人、病者の食物として好適又特に離乳期の食物として理想です。病人見舞品としても家庭に於けるスープの浮し、おやつ製造等にも最も簡便な原料。

野外演習、登山、キャンプ、舟遊び、スキーに好適。1.主食、精米を膨脹し懸搾せる物。2.副食、糖質田、糖を乾燥懸搾せる物。3.調味品、梅干、紫蘇を乾燥粉砕し懸搾せる物。4.固形砂糖、白砂糖を懸搾せる物。右四種のものを用紙を以て包装し更に之を長方形のフッキ織に收容す。

履帯口糧中の糖類、梅干、砂糖の懸搾品のみを包装したもので使用法前に同じ。

1.味噌汁を作るには熱湯約二合に溶かし又は同量の水を加へて煮沸すれば良い。

2.生味噌を作るには少量の水で細かく出される。3.一袋普通家庭用なら二人分。

1.豆粉、肉汁等調味料に富む材料を配合して微粉となしたものである。

2.血又は湯呑み等に入れ(約一合五分)の熱湯を注ぎ攪き混ればおいしい「スープ」が出来る。

3.食塩砂糖で味をつけたもので型を小さく食べ易く作つたもの。

2.水又は湯七勺乃至八勺に溶かし煮沸すればおいしい甘酒が出来る。

本品は速効性特殊成分を配した栄養食品で疲勞時、激働時、嚴寒及酷熱時に食用すれば速かに効力を發揮し細く体力を維持し得られる。

乾燥前清涼飲料を特殊な方法で粉末とした物である之を飲用する時は湯を濾すと共に腸内に於ける殺菌的効果をも發揮するのである。湯又は水に溶かしよく攪拌しつゝ飲めば(乳飲料として)飲みます。

バター、ブドウ糖、イースト、レシナン、糖茶で造られて一箱約三百カロリーの含有する濃湯時、酷暑嚴寒などに食用すれば迅速に効能を發揮する。

ビタミンB、蛋白質を多量に含有有機糖、カルシウム、マグネシウム、鉄を含有する藥効的栄養食品で脚氣、胃腸病、便秘、糖尿等に特効あります。

◎乾燥野菜(長野物産加工株式会社取次品)

1.本表価格は仕入の關係により時々變更することがあります。  
2.本表物品中には在庫品でないものもあり、直ちに御渡しすることが出来ない場合は取寄せを要するまで暫く御静候をいただきます。

◎特約割引店

結城屋	中野野町	酒味噌	食料品	平均五歩引
太田屋	全	洋品類		七歩引
藤屋	全	靴及附屬品		一割引
正川屋	全	洋品子供洋服		七歩引
加賀屋	全	食器類		七歩引
マツダ食器店	全	食器類		七歩引
今野時計店	全	時計類		七歩引
十字堂眼鏡店	全	眼鏡類		七歩引
古木石炭店	全	炭内中塊炭		七歩引
川俣商店	全	中區花吹町		百兩三付金二圓(市内無料配達)

横濱市中區北仲通六丁目 燈臺局内  
法人 燈光會  
振替東京一五八七三番

裏面白紙

お知らせ

燈光會頒品部

本年第一回視察船便で本會特約店の浴衣地の見本切を携行し燈臺の皆様に御覽に供したる上御注文に應ずることになりましたから精々御利用下さる様前以て御知らせ致します

五月廿一日

裏面白紙

昭和十二年六月五日

雜誌部委員

各所會 御中

今回装置相成候ラテオに關し雜誌燈光誌上に於て各所の感想を掲載し 御鴻恩を永くつた  
へ奉ること、致候に付ては各位のみならず御家族殊に御子弟の感想文御投稿被下度御依頼申  
上候右は三月號より掲載致度と存候間可成至急御送附相願度得貴意候



役員會決議書

昭和十二年九月三十日燈光會役員會ヲ開催シ左記ノ通決議セリ

記

- 一 戦時又ハ學業ノ際應召セル本會通常會員ニ對シテハ應召期間中定款第二十條所定ノ會費ヲ免除ス
- 二 戦時又ハ學業ノ際應召セル本會通常會員戦死傷病ノ場合ハ定款第十條ニ準シ慰籍金ヲ寄贈ス

以上

昭和十二年九月三十日

- 燈光會々長 理事 福原敬次
- 副會長 理事 遠藤精一
- 理事 森田富士助
- 幹事 山本八龍

- 幹事 飛奈貞作
- 全 坂本宇三郎
- 全 林久吉
- 全 長富英造
- 全 平尾貞
- 全 鈴木豐作
- 全 平川秀吉
- 全 平原正吉

昭和十二年九月三十日

燈光會專任理事

通常會員各位

拜啓 益々御清榮之段奉賀候陳者今次事變に際し本會々員中よりも應  
召者有之候處各般の實狀を斟酌し今般役員會を開催し左記の通決議施  
行の事と致候條御諒承被下度得貴意候

敬具

記

本會々後選舉議事式二月一日降社ニ付按任理事並會長ノ補缺選舉ヲ執行致辭閣左記事項  
御承知ノ上至極謹言ニ成候

昭和十三年二月一日

燈元會副會長理事 遠 藤 綱

通 常 會 員 各 位

一 覽

- 一 投票日時 昭和十三年二月一日
- 一 開票日時 全日 午前十一時
- 一 投票箱 燈元會臨時議事所ニ設備スルモノ
- 一 投票用紙 本會ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉セントスル會長理事ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサル

コト

- 一 本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ預任理事ノ適當會員中ヨリ選舉スルコト
- 一 同條ニ依リ新任會長ハ理事(副會長)ニ依リ新任理事トシテ各員カ選舉セル者ヲ當メ中ヨリ選舉スルコト
- 一 各所在助員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票ノ能ハサル同ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ認ルモノトス
- 一 郵便ヲ以テスル投票ノ対候ハ副會長死後擬定トシ「理事選舉投票」ト宋替スルコト
- 一 選舉締切時限迄ニ到達セザル投票ハ無効トス
- 一 燈元會各課、積立金等事務ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人ト爲ス

行 行

山根貞二氏ハ今回適當會員トシテ入會セラレタリ



會 告

本會之長理事山根真一氏七月十五日辭任ニ付後任理事並會長ノ補缺選舉  
ヲ執行致候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十四年七月十五日

燈光會副會長理事 遠藤精一

通 常 會 員 各 位

記

- 一、投票日時 昭和十四年八月十五日
- 一、開票日時 全日午前十一時
- 一、投票箱 本會事務所（監理課内ニ設備ス）
- 一、投票用紙 本書ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一、投票用紙ニハ選舉セントスル理事ト會長ノ氏名ノミヲ各別ニ記載シ投

券ニカ号

票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト

- 一、本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト
- 一、同條ニ依リ後任會長ハ理事（前項ニ依リ新任理事トシテ）中ヨリ選舉スルコト
- 一、各所在勤員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 一、郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ副會長宛親展トシ「理事選舉投票」ト朱書スルコト
- 一、選舉締切時限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス
- 一、燈臺局各課横濱北水堤燈臺ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人ト爲ス

會 告

景山準吉氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ



會 告

本會副會長理事遠藤精一氏七月卅一日辭任ニ付後任理事並副會長ノ補缺  
選舉ヲ執行致候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十四年七月卅一日

燈光會理事 森田 富士助

通 常 會 員 各 位

記

- 一、投票日時 昭和十四年八月卅一日
- 一、開票日時 全 日午前十一時
- 一、投票箱 本會事務所（監理課内ニ設備ス）
- 一、投票用紙 本書ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一、投票用紙ニハ選舉セントスル理事ト副會長ノ氏名ノミヲ各別ニ記載シ

二五号内

投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト

一、本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉ス  
ルコト

一、同條ニ依リ後任副會長ハ理事（前項ニ依リ新任理事トシテ）中ヨリ選  
舉スルコト

一、各所在勤員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ  
郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス

一、郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ森田理事宛親展トシ「理事選舉投票」ト  
朱書スルコト

一、選舉締切時限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス

一、燈臺局各課横濱北水堤燈臺ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人  
ト爲ス

會 告

渡邊聰氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ

昭和十五年五月廿四日

會 告

本會々長理事景山準吉氏五月七日辭任ニ付後任理事並會長ノ補缺選舉  
ヲ執行致候間左記事項御承知ノ上至急投票相成度

昭和十五年五月廿一日

燈光會副會長理事 森 田 富士 助

記

- 一、投票日時 昭和十五年六月廿一日
- 一、開票日時 同日午前十一時
- 一、投票箱 本會事務所（監理課内ニ設備ス）
- 一、投票用紙 本會ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一、投票用紙ニハ選舉セントスル理事ト會長ノ氏名ノミヲ各別ニ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト
- 一、本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト
- 一、同條ニ依リ後任會長ハ理事（前項ニ依リ新任理事トシテ各員ガ選舉セル者ヲ含ム）中ヨリ選舉スルコト
- 一、各所在勤員其他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 一、郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ副會長宛親展トシ「理事選舉投票」ト朱書スルコト
- 一、選舉締切時限迄ニ到着セサル投票ハ無効トス
- 一、燈臺局各課横濱北水堤燈臺ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人ト爲ス

東博仁氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ

昭和十五年五月廿一日



裏面白紙

會 告

本會は長年東部信託八月廿一日辭任ニ付後任理事員一長ノ缺員及テ執行役員三名辭任承取ノ上運給教養相成度

昭和十五年八月廿三日  
昭光會副會長 理事 田富士功  
通會會員各位

一 役員 日時 昭和十五年九月廿一日

一 開 票 時 午前十時

一 校 票 籍 本紙各所ノ職員ニ依リテ

一 投票用紙ハ本會ニシテ呈ル選挙ノ氏名ノミヲ各別ニ記シテ投票者ノ氏名ハ之ヲ記シテセザルコト

一 本會是次第中一選ニ依リ委任理事員ノ適任議員中ヨリ選出スルコト

一 同様ニ依リ後任會長ハ理事員中ヨリ選出スルコト

一 各所在勤其是選出議員自ラ本會事務所出頭投票シテハチル向ハ投票以テ投票スルコトヲ得ニテトス

一 投票用紙ヲ私サスル投票ノ河會社宛送附トシ「選挙事務取扱」ト捺シテ送付スルコト

一 投票開始時刻ニ至リテ投票ノ票ハ閉シテ一給ヲ選出シ開票立件人ト為ス

厚東信託民ハ今回通會會員トシテ入會セザンガリ 九月十四日投票カス

昭和十五年九月十五日

會 告

本會理事渡邊聰氏十一月廿七日辭任ニ付後任理事ノ補缺選舉ヲ執行可致候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十五年十一月廿八日

耀光會長 理事 厚 東 常 照

通 常 會 員 殿

- 一 投票日時 昭和十五年十二月二十日
- 一 投票日時 全日午前十一時
- 一 投票箱 燈籠局監理課内ニ設ク
- 一 投票用紙 本書ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉モシトスル選舉ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ヲ記載セザルコト
- 一 不付定款規程ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉スルコト

- 一 各所在勤自其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ待ルモノトス
- 一 郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ會長宛「親展」トシ「選舉選舉投票」ト印章スルコト
- 一 選挙締切期限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス
- 一 燈籠局各課、羅州丸、瀬谷北水堤燈籠ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ投票立會人ト爲ス

藤川洋氏（監理課長）ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ

昭和拾六年五月廿五日

會 告

本會々長理事厚東常照氏一月二十日辭任ニ付後任理事並會長ノ補缺選  
舉ヲ執行政候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十六年一月二十二日

廣光會副會長 森 田 富士助

通常會員各位

記

投票ヤカシ

- 一 投票日時 昭和十六年二月二十五日
- 一 開票日時 昭和十六年二月二十五日午前十一時
- 一 投票ノ箱 本會事務所（監理課内ニ設備ス）
- 一 投票用紙 本紙ニ添付ノ附紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉セントスル姓名ト會場ノ氏名ノミヲ各別ニ記載シ
- 一 投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト
- 一 本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選舉

スルコト

一 同條ニ依リ後記會場ハ選舉ノ前日午後五時ヨリ開票トシテ一 中ヨリ選

録スルコト

- 一 各所在勤者其他選舉人自ラ本會事務所ニ出席投票シテハサル向ハ
- 一 郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 一 郵便ヲ以テスル投票ハ副會長宛宛封トシ「選舉投票」ト朱筆スル
- 一 選舉締切時限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス
- 一 選舉局各課横濱北水堤會場ヨリ會員代表者各一員ヲ選出シ開票立會
- 一 人下爲ス

會 則

新谷寅三郎氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ



裏面白紙

拜啓

陳者今般廣幡名譽會員より各所に於て學術上異種又は珍種と認めらるゝ  
貝類（死貝は不可）を採集又は入手の際は密送せられ度旨依頼越有之候  
に付ては石塚の生き貝（採集後死せるもの又は網等にかゝり死せるもの  
は可）入手の場合には鹽漬等となし可成至急本會へ送付相煩度御依頼旁々  
得貴意候

敬具

追而右送料及謝禮を要する場合の費用等は本會に於て支辨可致に付一  
時立替儘の上請業相成度

昭和十六年四月十六日

齋光會長

會員各位

昭和十六年六月二日

燈 光 會

殿

畏くも 皇太后陛下におかせられては本月六日、神奈川縣下劍崎燈  
行啓被在親しく燈録の實狀を鑑覽被在由洩れ承り暖慮本會はこの光榮を  
念すべ差向き燈光七月號を行啓記念號と致す計畫に有之候に付いては  
よりも大体左記内容に依り適當なる代表的原稿御送付願申上候  
追て原稿締切は本月十二日頃本會着の事に御願申上候

記

行啓に關する感想

今回の行啓に關する事項

觀音崎燈臺行啓當時の追想

御仁慈の夢ゆかりに關する追想

御歌拜戴に關する追想

劍崎燈臺會勤番として今回の光榮に感ず

その他

裏面白紙



裏面白紙

燈光誌原稿募集

私共はこの非常時局下に於て、愈々本局各所の一體緊密化を計り職域奉公を勵み度いと存じます。燈光誌の使命は益々重加せられて参りました。會員諸君はこの際振つて本誌の爲に御投稿下さい。私共は燈臺事業の特殊的存在を強く表現して行き度いと存じます。原稿は左記以外如何なる種類のもので歓迎します。

記

- 一 時局下に於ける各所業務の運営に関するもの
- 二 本局各種施策の徹底普及に関するもの
- 三 公私生活の改善に関するもの
- 四 各地の催し、その他通信

昭和十六年十月

燈光會雜誌部

各所會員 御中

五双の送付  
金目送金

加算 69  
振替貯金受領証

10 / 0

加入者名 燈登光會

十 万 千 百 十 圓 十 錢  
1 / 4 0

郵便局名 町崎塔燈台

交付局日附印



御注意  
此の受領証は振替貯金辦法の選擇  
となるものから大切に保管  
すべき下さい  
不備に付いて御問合の場合は  
必ず次の點に即申下さい  
就達日、 振替郵便局名  
口座番號、 加入者氏名、金額

標識	技	手	手	手	手	手
標識	技	手	手	手	手	手
新田四郎	奥田貞市	町田宗次	手光剛	星野重次郎	木曾乙吉	針千三
二	二	二	二	三	二	二
双	双	双	双	双	双	双
希望	高	備	考			

昭和十五年九月四日  
町崎塔燈台  
燈臺局

五双  
手  
合  
計  
送  
付  
金

Handwritten notes and stamps at the top of the page, including the number '10'.

技 術 手	負 星 野 重 次 郎	手 光 剛	町 宗 次	表 田 貞 市	新 田 四 郎	官 職	氏 名	希 望 高 備	考
						標 識 技 手			
針 十 三 双	二	三	二	二	二	二 双			

燈光會御中  
軍手特別配給  
元記通配給程度  
昭和十五年九月四日

千葉縣安房郡白旗町  
野島塔燈臺

燈臺局

めくれず

裏面白紙



裏面白紙

昭和十六年八月二十八日

燈光會領品部

野島

燈 臺 御中

軍手特別配給ニ關スル件

今般燈臺局ノ特別ナル斡旋ニヨリ軍手ノ特別配給ヲ受ケタルニ就テ  
貴會職員(雇備人ヲ含ム)ニ限リ配給致タキニ付(申込多數ノ場合)  
數量査定スルコトアルベシ)希望者ヲ取選メ官氏名回報相成度  
退テ代金ハ一雙ニ付金二十八錢ナルニ付現品受領ノ上ハ燈光會  
替ニテ納入相成度



昭和十七年一月廿三日

會 告

本會會長堀野新谷實三郎氏一月八日辭任ニ付後任理事並會長ノ補缺選舉  
ヲ執行致候間左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十七年一月九日

燈光會副會長 森 田 富 士 助

通常會員各位

記

- 一 投票日時 昭和十七年一月三十一日
- 一 開票日時 昭和十七年一月三十一日午前十一時
- 一 投票箱 本會事務所
- 一 投票用紙 本紙ニ添付ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉セントスル理事ト會長ノ氏名ノミヲ各別ニ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セサルコト
- 一 本會定款第十一條ニ依リ新任選舉ハ東京濱濱在勤ノ通常會員中ヨリ選

舉スルコト

- 一 同條ニ依リ後任會長ハ理事（前項ニ依リ新任理事トシテ各員力選舉セル者ヲ含ム）中ヨリ選舉スルコト
  - 一 各所在勤者其他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
  - 一 郵便ヲ以テスル投票ハ副會長宛親展トシ一理事選舉投票トト兼管スルコト
  - 一 選舉開始時限迄ニ到達セサル投票ハ無効トス
  - 一 海務部航路部標識課、工作課、同濱濱出張所ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ開票立會人ト爲ス
- 航路部長中尾國次郎氏ハ今回通常會員トシテ入會セラレタリ

振替三號

證領受貯替振

145764  
野島崎竹石殿  
400



番號 一九〇

此の受領證は振替貯金拂込の證據となる  
ものですから大切に御保存下さい  
本振込金に付いて御問合の場合は必ず次  
の點を御申下下さい

拂込月日、拂込郵便局名  
口座番號、加入者氏名、金額

東京第一四五六四番  
海務院航路部内  
燈台會



省信邊

分  
二月也  
二月也  
二月也

計八圓也

昭和拾七年參月參日

昭和拾七年九月廿壹日 孔目合又

受シ店リ候處今歲海務院官制施行ニ伴ヒ  
二付テハ一月、二月分ノ會費御取極メ  
限リ使用ノコトトシ三月分以降ノ  
座(番號ハ追テ通知ス)ニ拂込ノ事

昭和拾七年正月六日

知



めくれず

昭和拾七年九月六日

振替貯金受領證

口座番号 馬 145764

加入者氏名 野島崎信子 殿

金額 400

交付局日附印

18.3.25

用紙號碼 一九〇

注意 此の受領證は振替貯金締込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本締込金に付いて御問合の場合は必ず次  
 の點を御申下下さい  
 締込月日、締込郵便局名  
 口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月廿五日

以ニ限り使用ノコトト

座(番號)ハ追テ通知

三行テハ一月、二月

度

シテ居リ候處今渡海務

東京一四五七六四番  
 海務院航路部内  
 燈台會

東京一四五七六四番  
 海務院航路部内  
 燈台會

金 參 圓 也

18.8.5

昭和拾七年

光

會





受領金票  
 口座番 東京一四五七六四番  
 加入者名 海務院航路部内  
 燈光會  
 一 金貳圓也

18.6.2  
 受付局印

振替貯金受領證  
 145764  
 野島崎竹殿  
 400  
 受付局日附印  
 18.3.25  
 用券號 一九〇

此の受領證は振替貯金振込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本振込金に付いて御問合の場合は必ず次  
 の點を御申下下さい  
 振込月日、振込郵便局名  
 口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月廿五日  
 座(番號)八退テ通  
 以ニ限リ使用ノコト  
 三付テ八一、一一

昭和拾七年九月六日

光  
 月也  
 月也  
 月也

昭和拾七年

東京一四五七六四番  
 海務院航統部内  
 燈光會  
 昭和拾七年九月廿壹

振替貯金受領證

口座番号 145764

加入者氏名 野島崎 殿

振込金額 400

受付局日附印 18.3.25

用紙 一九〇

一六圓也  
 昭和拾七年九月廿壹

昭和拾七年九月六日

めくれず

此の受領證は振替貯金振込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本振込金に付いて御問合の場合は必ず次  
 の點を御申下下さい  
 振込月日、振込郵便局名  
 口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月廿壹  
 座(番號ハ退テ御  
 限リ使用ノコト  
 付テハ一月、二

光  
 昭和拾七年九月廿壹



受領証 振替貯金

口座番号 145764

加入者氏名 野島崎 殿

振込金額 400

振込日 昭和十七年九月廿五日

振込所 野島崎 殿

備考

受領証 振替貯金

口座番号 145764

加入者氏名 野島崎 殿

振込金額 400

振込日 昭和十七年九月廿五日

振込所 野島崎 殿

備考



御注意 此の受領証は振替貯金振込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本振込金に付いて御問合の  
 點を御申下下さい  
 振込月日、振込額、  
 口座番、加入者氏名

御注意 此の受領証は振替貯金振込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本振込金に付いて御問合の  
 點を御申下下さい  
 振込月日、振込額、  
 口座番、加入者氏名、金額

昭和十七年九月廿六日

通知

分  
 二月廿五日  
 二月廿五日  
 二月廿五日  
 光

昭和拾七

昭和拾七年九月廿五日

三行テハ一月、二月  
 シ店リ候候今般海  
 三限リ使用ノコト  
 座(番號ハ退テ廻



昭和拾七年九月廿五日  
 18 3 32  
 18.3.32  
 18.2.27  
 18.2.27

貯蓄貯金受領証

番號	145764
加入者氏名	堀光局
拂込金額	400
住所氏名	野新地町名 殿
備考	

受付局日附印  
 18.2.27

御注意  
 此の受領証は振替貯金拂込の證據となる  
 ものですから大切に御保存下さい  
 本拂込金に付いて御問合の場合は必ず次  
 の點を御申出下さい  
 拂込月日、拂込郵便局名  
 口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月六日

通知

逓信省會費ハ從來俸給ヨリ差引徴收致シ居リ候處今般海防  
 機體上從前通ノ徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分  
 ノ上振替口座積預四〇番ニ拂込相成度  
 追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトト  
 座(番號ハ追テ通知)

めくれず

昭和拾七年九月廿五日

光會  
 昭和拾七年

昭和拾七年九月廿五日

18.5.25

18.3.22

18.5.25

18.3.22

振替貯金受領證

車 145764

野島崎村

400

18.1.27

此の受領証は... 野島崎村

昭和拾七年九月廿五日

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトト...

會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ追テ通知)

下取度

昭和拾七年九月廿五日

めくれず

昭和拾七年

光

會



18 3 82  
 1000  
 1000

18 3 82  
 1000  
 1000

振替貯金受領證

振替貯金受領證  
 145904  
 灯光会  
 野島崎灯台  
 400  
 野島崎灯台  
 17.12.24

此の受領證は振替貯金拂込の際  
 となるものですから大切に御保存  
 願います。  
 本振込金に付いて御両方の署名は  
 必ず次の點を御守り下さい  
 拂込月日、 拂込郵便局名  
 口座番號、 加入者氏名、 会費

昭和拾七年九月廿四日 札

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシテ  
 會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ追テ通知ス  
 ト致度

燈光會費ハ從來俸給ヨリ差引徴收致シ居リ候處今般海務所  
 機弊上從前通ノ徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分  
 ノ上振替口座歷續預四(番ニ拂込相成度

昭和拾七年九月廿四日

通知

めくれず

光 會  
 昭和拾七年參

めくれず

昭和拾七年九月六日

通知

燈光會費ハ從來俸給ヨリ差引徴收致シ居リ茲慶今般海務院機幣上従前通り徴収不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分ノ上振替口座履歴預四〇番ニ拂込相成度

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ退テ通知)ト致度  
昭和拾七年九月廿三日 燈光會

證金貯蓄替振

金額	
10500	
野島 啓	
交付年月日	17.11.21

此の貯蓄は銀行前と同等の保障と同等の利付から大物は貯蓄するに  
本貯蓄の利付は御同令の利息に  
若干の差を御申出下さい  
換月日、換送郵便局名  
口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年參  
分  
二  
月  
廿  
三  
日  
光  
會

金額	
1000	
野島 啓	

金額	
18300	
野島 啓	

昭和拾七年九月六日

昭和拾七年九月六日



昭和七年九月廿四日

189

振替貯金受領証

加入者氏名 光會

金額 400

郵局名 野田郵便局

交付日 昭和七年九月廿四日

備考 金庫

昭和七年九月廿四日

18359

振替貯金受領証

加入者氏名 光會

金額 400

郵局名 野田郵便局

交付日 昭和七年九月廿四日

備考 金庫

振替貯金受領証

加入者氏名 光會

金額 400

郵局名 野田郵便局

交付日 昭和七年九月廿四日

備考 金庫

此の受領証は振替貯金拂込の際に  
 なるものから大切に保管  
 して下さい  
 本協定金に付いて、同会の場合は  
 必ず次の點に注意して下さい  
 拂込月日、 振込郵便局名  
 口座番號、 加入者氏名、金額

昭和七年九月廿四日

18359

振替貯金受領証

加入者氏名 光會

金額 400

郵局名 野田郵便局

交付日 昭和七年九月廿四日

備考 金庫

昭和七年九月廿四日

通知

光會

昭和七年九月廿四日

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ  
 會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座（番號ハ追テ通知ス  
 上振替口座座額預四〇番ニ拂込相成度  
 概概上従前通ノ取收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分  
 追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ  
 會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座（番號ハ追テ通知ス  
 上振替口座座額預四〇番ニ拂込相成度  
 概概上従前通ノ取收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分

昭和七年九月廿四日

光會

LA 70 SV  
 100.0  
 100.0

18 3 SP  
 100.0  
 100.0

振替貯金受領証

加入者氏名 杉元 公

十	万	千	百	十	圓	十	銭
						4	00

交付金領住所氏名 野村 公

交付局日附印 17.9.21

御注意  
 此の受領証は振替貯金受領証の印を  
 此の受領証は振替貯金受領証の印を  
 此の受領証は振替貯金受領証の印を

昭和拾七年九月廿五日 光 會

通知  
 貴會に於ては従来俸給ヨリ差引徴收致シ居リ候處今般海務院  
 機密上從前通り徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分  
 ノ上振替口座座預預四〇番ニ拂込相成度  
 追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ  
 會費ハ候メテ新設セラルベキ振替口座（番號ハ追テ通知ス  
 卜致度

昭和拾七年九月廿五日

めくれず

昭和拾七年九月廿五日 光 會



昭和七年九月廿一日  
 振替貯金受領証  
 口座番号 145764  
 加入者氏名 光  
 振込金額 200  
 振込所氏名 野島崎町  
 交付日 昭和七年九月廿一日  
 交付場所 野島崎町

昭和七年九月廿一日  
 振替貯金受領証  
 口座番号 145764  
 加入者氏名 光  
 振込金額 200  
 振込所氏名 野島崎町  
 交付日 昭和七年九月廿一日  
 交付場所 野島崎町

第三號 271

振替貯金受領証

口座番号 145764

加入者氏名 光

振込金額 200

振込所氏名 野島崎町

交付日 昭和七年九月廿一日

交付場所 野島崎町

交付印 野島崎町

此の受領証は振替貯金振込の證據となるものでありますから大切に保管して下さい。本振込金に付いての利息の請求は必ず次の期を以て申出下さい。

振込月日、振込所氏名、口座番号、加入者氏名、金額

昭和七年九月廿一日

通知

貴會會費ハ從來確給ヨリ差引徴收致シ居リ候處今般海傍院機弊小從前通り徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分ノ上振替口座積預四(番)拂込相成度

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ

會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番)ハ追テ通知ス

ト致度

昭和七年九月廿一日

光

會

昭和七年九月廿一日

昭和七年九月廿一日

通知

貴會會費ハ從來確給ヨリ差引徴收致シ居リ候處今般海傍院機弊小從前通り徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分ノ上振替口座積預四(番)拂込相成度

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ

會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番)ハ追テ通知ス

ト致度

めくれず

昭和拾七年九月六日

通知

逓元會費ハ從來俸給ヨリ差引徴收致シ店リ滞屢今故海務院  
機幣上從前通ノ徴收不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分  
ノ上振替口座預預四〇番ニ拂込相成度

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ  
會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ追テ通知ス  
ト致度

昭和拾七年九月廿三日

Handwritten notes and stamps on the top left document, including a circular stamp with the number 18352.

昭和拾七年九月廿三日

Handwritten notes and stamps on the top right document, including a circular stamp with the number 18352.

振替貯金受取書	
口座番	145704
加入者氏名	村光男
振込金額	400
振込所氏名	野村銀行
備考	受付局日附印
	17.5.19

此の受取書は振替貯金の徴収に  
なるもので、大切に御用  
下さるようお願い申下  
本振込に付いて御問合の  
必ず次の旨を御申下  
各年月日、振込郵便局名  
口座番號、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月廿三日  
村光男



振替貯金受領証  
 金額 1000  
 野島 光

18 3 30  
 野島 光

振替貯金受領証

加入者氏名	野島 光			
振込金額	十	千	百	十
				圓
				銭
振込金額	400			
振込所氏名	野島 光			
備考	受付局日附印			

此の受領証は...  
 御注意

昭利拾七年九月廿一日  
 野島 光

めくれず

昭利拾七年  
 野島 光

昭利拾七年九月廿一日  
 野島 光

昭和七年九月廿一日

1000

1000

1000

昭和七年九月廿一日

1000

1000

1000

第三號 用券 24

振替貯金受領證

145764

燈光會

400

新用印

7.3.31

此の受領證は振替貯金補込の證據となるものでありますから大切に御保存下さい

本券に付いて御問合の場合は必ず次の如く御申下さい

總込月日、總込郵便局名、口座番、加入者氏名、金額

昭和拾七年九月廿一日

追テ石振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ

會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ追テ通知ス)

ト致度

昭和拾七年九月廿一日

昭和拾七年九月廿一日

通知

昭和拾七年九月廿一日

光會



振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200

振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200

振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200

昭和拾七年九月廿五日

昭和拾七年九月廿五日  
 振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200

昭和拾七年九月廿五日

通知

めくれず

昭和拾七年九月廿五日  
 振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200

昭和拾七年九月廿五日  
 振替貯金受領証  
 振替口座 200  
 振替口座 200  
 振替口座 200



裏面白紙

めくれず

昭和拾七年貳月六日

通知

燈元會費ハ從來俸給ヨリ差引徴収致シ居リ候處今歳海防既官制施行ニ伴ヒ  
機密上従前通り徴収不可能ト相成候ニ付テハ一月、二月分ノ會費御取極メ  
ノ上振替口座壓積演四〇番ニ拂込相成度

追テ右振替口座ハ一月、二月ノ會費ニ限り使用ノコトトシ三月分以降ノ  
會費ハ改メテ新設セラルベキ振替口座(番號ハ追テ通知ス)ニ拂込ノ事  
ト致度

昭和十七年二月三日

昭和拾七年九月廿三日 孔目分又

會員 各位

燈元會

新田技手	二月分	二月也
園田技手	二月分	二月也
手光技手	二月分	二月也
松浦技手	二月分	二月也

昭和拾七年參月參日 堀之丞

Handwritten notes and stamps at the top of the page, including numbers and illegible text.

昭和拾七年三月廿一日

通知

今般左記ノ廻本會會費拂込専用ノ振替口座ヲ新設致候ニ付テハ右口座ハ會費拂込ニ限り使用セラレ度尙從來ノ振替口座横濱一〇番ハ從前廻ニ付領品代拂込ニ充テラルヘキモノト御了知相成度候  
追テ會費ハ整理ノ關係モ有之翌月十日迄ニ拂込相成度候

記

一 振替口座番號  
一 加入者住所氏名

東京一四五七六四番  
燈 光 會  
東京市日本橋區通一丁目  
白木屋ビル海務院航路部内  
法人 燈 光 會

昭和十七年三月十一日

燈 光 會

會員 各位

裏面白紙



昭和拾七年拾月拾日 會 告

本會選舉藤川洋氏九月三十日辭任ニ付後任理事ノ補缺選舉ヲ執行致候間  
左記事項御承知ノ上至急御投票相成度

昭和十七年十月二日

燈光會會長 中尾 國次郎

通 常 會 員 各 位

昭和拾七年拾月拾八日

投票者送る

- 一 投票日時 昭和十七年十月三十一日
- 一 開票日時 昭和十七年十月三十一日午前十一時
- 一 投票箱 本會事務所(協議室内ニ設備ス)
- 一 投票用紙 本紙ニ添附ノ用紙ヲ使用スルコト
- 一 投票用紙ニハ選舉セントスル選挙ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セザルコト
- 一 本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ東京及横浜在勤ノ通商會員中ヨリ

選挙スルコト

- 一 各所在勤者其ノ他選挙當日目ヲ本會事務所ニ出頭投票シ能ハサル同ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス
- 一 郵便ヲ以テスル投票ハ會長宛親展トシ「選挙選挙投票」ト朱書きスルコト
- 一 選挙締切時限迄ニ到着セザル投票ハ無効トス
- 一 印刷部各課、横濱出張所、横濱北水堤燈臺、海務院長官房ヨリ會員代表者各一名ヲ送出シ開票立會人ト爲ス

會 告

下田行夫氏ハ今同通商會員トシテ入會セラレタリ



昭和拾七年三月廿九日

會 告

本會選舉四名（內會長一名副會長一名）ノ任期ハ昭和十八年一月十四日  
ヲ以テ滿了ニ付本會事務所ニ於テ之カ改選ヲ執行可致ニ付同年一月十五  
日迄ニ左記事項御承知ノ上投票相成度

昭和十七年十二月十五日

燈光會會長理事 中尾國次郎

通 常 會 員 各 位

記

- 一投票日時 昭和十八年一月十五日午前十時
- 一開票日時 同 年同月同 日午前十一時
- 一投票箱 標識課服務係内ニ設置
- 一投票用紙 添附ノモノヲ使用ノコト
- 一投票用紙ニハ選舉セントスル理事（内一名會長一名副會長）ノ氏名  
ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ヲ記載セザルコト

一本會定款第十一條ニ依リ選舉ハ東京又ハ横濱在勤ノ通常會員中ヨリ選  
舉スルコト

一各所在勤員其ノ他選舉當日自ラ本會事務所ニ出頭投票シ能ハザル同  
ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス

一郵便ヲ以テスル投票ノ封皮ハ會長宛親展トシ「選舉選舉投票」ト朱書  
スルコト

一航路節候職課工作課雜州丸ヨリ會員代表者一名ヲ選出シ開票立會人  
トス

昭和拾八年壹月八日 投票紙發送

本會副會長理事下田行夫氏昭和十九年三月廿三日付理事會副會長ノ  
補缺選舉執行役候間左記事項御承知ノ上ニ投票相成

昭和十九年四月廿五日

燈光會長 森田富士助

通常會員各宜

記

- 一、投票日時 昭和十九年五月廿日
- 一、開票日時 全 日十三時
- 一、投票箱 燈籠局兼事務課内ニ設置
- 一、投票用紙 本會ニ添付ノ用紙使用ノコト
- 一、投票用紙ニハ選舉セントスル副會長及理事ノ氏名ノミヲ記載シ投票者ノ氏名ハ之ヲ記載セザルコト 東京市立會
- 一、本會定款第十一條ニ依リ新任理事ハ被補正員ノ中ヨリ選舉スルコト
- 一、同條ニ依リ後任副會長ハ理事(前項ニ依リ新任理事)中ヨリ選舉スルコト
- 一、各所在勤其ノ他選舉當日自ラ本會事務課所ニ出頭投票シ能ザル向ハ郵便ヲ以テ投票スルコトヲ得ルモノトス 郵便ヲ以テス 投票ノ封皮ハ長宛新辰トシ「理事選舉投票」ト朱書きスルコト
- 一、選舉締切期限迄ニ到達セザル投票ハ無効トス
- 一、燈籠局長課及横濱水堤燈籠ヨリ會員代表者各一名ヲ選出シ副會長人トス

業務課長栗澤一男氏四月廿五日通常會員トシテ入會セリ

四月廿五日現在役員

- 會長 森田富士助
- 理事 菱沼廣三郎
- 平原正吉
- 池康彦

燈臺局

第 號 昭利 年 月 日 淨書 校合

第 號 昭利十九年六月廿五日 日決判 日達濟 日受領 日立案

局長 課長 調度係長

例

電球購入一件

本件外所取給用トシヨ日市燈防被煤燈台(購員)指示也此等電球等下五個ハ

市江崎燈台ニ於テ電球中ニ於テ直接送付保管機ニ此等五個ヲ平局返納致セ

可然部取切取知事共例出修也

一 通知

業務課長

四日市燈防被煤燈台

電球購入一件 (對伊由第三五部取切取知事共例出修也)

本件外所取給用トシヨ日市燈防被煤燈台(購員)指示也此等電球等下五個ハ市江崎燈台ニ於テ電球中ニ於テ直接送付保管機ニ此等五個ヲ平局返納致セ



辨外

昭二九一三、〇五

地主会領事部

野島崎地主 西中

地下足袋取給ニ関スル件

本件是業ニ案内申上ルタルモ希望者數獲得是數ヲ  
超過セシ為メ止ムナク現地ノ実情ニ鑑ミ其旨ノ如キ  
便利地ハ次回配領品ノ事業中車ニ決定致スル事  
所諒承知申上ル  
尚代金ハ近日申上返戻ノ見込ニ付無カラズ

(以上)

第

號

昭和十一年三月

燈台会

地下足袋特記二箇三件

右三箇は台所勤務の五足申込靴一対全持込

改置業の分限神尾櫻城抄手と名在勤トナリ

一名謝多相限業トナリ尚一足追品新造

又数一〇七又二二〇

尚以全一足ハ二八〇あり追送スベキヤ一足之拾分

三軍教下ヤ何カッ山指示新造

右謝多相限

此割出當ヲ獲得セシ三行右  
此間奉仰望者ハ至方申込

同法  
大徳白井 一〇年

氏名、文数ヲ明記送金トハ別

二件  
右送金何日迄トナリ併向此報新造トナリ

此申込此件通入付目入付  
付上得ナルヤモ、計リ難トナリ

集

號ノ内

五申込三不備、上莫ル此場念ハ後廻シ文ハ謝絶スル下  
六代令ハ次ノ表ニ依リ計算スル下

計	松皮 種	送存 種	送書 種	原價	
280	10	50	50	120	一足
470	10	50	70	340	二足
660	10	50	90	510	三足
840	10	60	90	680	四足
1030	10	60	110	850	五足
1200	10	60	110	1020	六足
1470	10	110	160	1190	七足
1660	10	110	180	1360	八足
1850	10	110	200	1530	九足
2030	10	120	200	1700	十足
2230	20	120	220	1870	十一足
2400	20	120	220	2040	十二足
					十三足
					十四足
					十五足

加藤日雄 贈送 贈物

於三國重  
 於三國重  
 於三國重  
 於三國重



吉がは便郵

第

昭和九年八月六日

各所 少中

當會ニ於テ地下袋特別配給割出

受領書

姓名 加藤日雄

住所 横濱一五、六三六番

金額 一、五、六三六円

19.9.14

三、代、金、八、次、一、番、目、以、上、之、額、ニ、於、テ、送、付、シ、テ、  
 四、次、額、ハ、必、知、シ、テ、申、込、通、リ、モ、ノ、ヲ、送、付、シ、且、  
 五、申、込、ニ、不、備、ハ、其、レ、以、場、合、ハ、後、廻、シ、又、ハ、新、  
 六、代、金、ハ、次、一、表、ニ、依、リ、計、算、ス、ル、コ、ト、  
 號、ノ、内

計	振込 種別	振込 額	送付 額	送付 種別	唐 價	
280	10	50	50	120	一星	
470	10	50	70	340	二星	
660	10	50	90	510	三星	
840	10	80	90	180	四星	
1030	10	60	110	850	五星	
1200	10	60	110	1020	六星	
1470	10	110	160	1190	七星	
1660	20	110	180	1360	八星	
1850	10	110	200	1530	九星	
2030	10	120	200	1700	十星	





昭和二十一年六月

燈台会

又所 少中

當會ニ於テ地下袋特別配給割當ヲ獲得セシメテ  
記要領ニ依リ領品可致ル所希望者ハ至急申出  
相成ク

記

申込内訳  
根柢大起白井

一〇年

一一人一限リトスルコト  
二希望者ハ別ノ席、備人ニ限ルハ氏名、文数ヲ明記送合ハ別  
途ニ申込ハコト  
三六分六次ノ振替口座ニ松込ハコト  
四、文数ハ必知シテ申込ニ通ルモノヲ送付シ得ザルヤモ、并リ願フコト  
五申込ニ不備、其アル場合ハ後廻シ文ハ謝絶スル下アルヘキコト  
六分令ハ次ノ表ニ依リ計算スルコト  
號ノ内

第

計	松込 柳昏	送為 柳昏	送書 柳昏	原價	
280	10	50	50	120	一星
470	10	50	70	340	二星
660	10	50	90	510	三星
840	10	60	90	680	四星
1030	10	60	110	850	五星
1200	10	60	110	1020	六星
1470	10	110	160	1190	七星
1660	10	110	180	1360	八星
1850	10	110	200	1530	九星
2030	10	120	200	1700	十星
2230	20	120	220	1870	十一星
2400	20	120	200	2040	十二星
					十三星
					十四星
					十五星

昭和九年六月六日

所 中

當會ニ於テ地下袋特別配給割出省ラセ  
記要領ニ依リ領品可致ル間テ特  
相成ル

記

申込内法  
根券大紙白

一一人一限リトスルコト  
二希望者ハ別ノ席、備人ニ限ルハ氏名、文数ヲ  
三代金ハ袋ノ振首以テモ松込ハコト  
四丈數ハ必ズシテ申込通、モノヲ送付シ得ル  
五申込ニ不備、其ノ場合ハ後廻シ又ハ謝絶スル  
六代金ハ袋ノ表ニ依リ計算スルコト  
號ノ内

計	振込 料	送券 料	送券 料	原價	
280	10	50	50	120	一豆
470	10	50	70	340	二豆
660	10	50	90	510	三豆
840	10	60	90	680	四豆
1030	10	60	110	850	五豆
1200	10	60	110	1020	六豆
1470	10	110	160	1190	七豆
1660	20	110	180	1360	八豆
1850	10	110	200	1530	九豆
2030	10	120	200	1700	十豆
2230	20	120	220	1870	十一豆
2410	20	120	220	2040	十二豆

第



加算目録  
申込料  
送券料  
振込料  
原價

通

牒

昭和十九年十二月十九日

燈

光

會

各 通 常 會 員 殿

會 費 及 貸 出 金 拂 込 方 ノ 件

事務上一時中止致居候本會々費及貸出金控除拂込方ハ昭和二十年一  
 月分ヨリ之ヲ復活シ燈臺局ニ於テ毎三ヶ月分ヲ最終月ニ取纏メ各自ノ  
 々々料中ヨリ控除シ拂込ノコトトセラレタルニ付了承相成度  
 但テ本年十二月迄ノ分未拂込ノ向ハ此ノ際未拂込額ヲ取纏メ至急振替  
 貯金ヲ以テ償済→○番本會口座ニ送金相成度

第

號